

新庄村副業型地域活性化起業人 募集要項

1 募集概要

新庄村（以下「本村」という。）では、総務省が制定する「副業型地域活性化起業人制度」を活用し、本村に基盤を置く企業（以下「地域内企業」という。）が直面している「人材確保の難しさ」という課題に正面から向き合い、地域内企業の「人材確保」と「魅力発信」を通じて、地域経済の活性化を目指す取組に御協力いただける副業型の地域活性化企業人（以下「企業人」という。）を募集します。

企業人は、そのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

2 業務内容

企業で培ったノウハウや知見を活かして、地域内企業が直面している「人材確保の難しさ」という課題の解決に係る業務

- （１）地域内企業の人材不足解消に向けた助言及び支援
- （２）前号に付随する業務等

3 勤務条件等

- （１）企業人は、本村と締結した業務委託契約により活動します。
- （２）企業人の勤務時間、勤務日数及び本村への滞在日数等は、地域活性化起業人制度推進要綱、本村の条例、規則その他の規定に従います。
 - ・勤務日数及び時間 月４日以上かつ月２０時間以上
 - ・本村への滞在日数 月１日以上
- （３）契約期間は、本村と企業人が合意した派遣日から令和８年３月３１日までとします。ただし、本村と企業人の合意により、３年間を限度として延長することができます。
- （４）企業人の勤務場所は、総務企画課とし、２の業務に従事するものとします。
- （５）企業人の勤務に必要な什器備品については、本村が準備します。
- （６）その他、勤務条件等は、別紙「新庄村副業型企業派遣型地域活性化起業人制度に係る業務協定書（案）」のとおりです。なお、本協定書の内容は現時点での案であり、企業人の決定後に改めて協議し決定します。

4 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

（１）企業人に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

（２）企業人に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後３か月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本村の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

5 費用負担

新庄村は（１）及び（２）の費用を負担します。

- (1) 副業期間中に要する報償費等に係る経費として年間 100 万円を限度として新庄村が負担します
(ただし、令和 7 年度分は年度途中からの実施となるため、月割りにより計算し、千円未満切り捨ての金額である月額 83,000 円を予定しています)。
- (2) 移動に係る旅費として、年間 100 万円を限度として新庄村が負担します (ただし、令和 7 年度分は年度途中からの派遣となるため、月割りにより計算し、千円未満切り捨ての金額である月額 83,000 円を上限として旅費実費を負担します)。

6 募集人数

1 人

7 募集期間

募集開始から募集人数に達するまで

8 応募方法

応募の際には、次に掲げる書類を電子メールにて提出してください。提出書類に基づき企業人本人と面談を行います。

- (1) 新庄村地域活性化起業人申出書 (様式 1 号)
- (2) 企業人の職務経歴書 (任意様式)

9 応募後の流れ

提出書類の内容及び面談により企業人を決定します。決定後、企業人本人と要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書 (案) を作成します。本村と企業人で双方合意の上協定を締結し、業務を開始します。

10 申込先

電子メール : soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp

新庄村役場総務企画課 地方創生推進係 宛て

11 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の『「地域活性化起業人制度」推進要綱』に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、企業人の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立ては出来ないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度企業人に通知します。

12 問合せ先

新庄村役場総務企画課 地方創生推進係

TEL : 0867-56-2627

E-mail : soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp